

滋賀県教育委員会事務局広報紙広告掲載基準

滋賀県教育委員会事務局広報誌広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条についての取扱いについては、次のとおりとする。

1 広報としての公共性を保つことができる広告掲載を基本とする。

また、広報としての品位、信頼性を保つため、競争相手の商品や自社のこれまでの商品を引き合いに出して比較し、新商品の有利性を訴える広告は認めない。

2 要綱第3条第7号の規定により、県教育委員会が適当でないとするものは次の各号に掲げるものとし、当該各号に該当する場合は、広告掲載を認めないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号）に定める風俗営業広告
- (2) 社会的批判を招く恐れのあるもの
- (3) 教育的または健康的な配慮が必要なもの
- (4) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- (5) あたかも県教育委員会が推奨しているかのような誤解を与える恐れのあるもの

